

岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

令和5年7月臨時会

第2号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

令和5年7月24日月曜日

議事日程 第1号

令和5年7月24日(月) 臨時会
午前11時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の報告
- 第4 管理者の報告
- 第5 議案第6号 岩手沿岸南部広域環境組合個人情報の保護に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第6 議案第7号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の高齢者部分休業に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第7 議案第8号 岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第8 議案第9号 岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第9 議案第10号 岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第10 議案第1号 岩手沿岸南部広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例

以上

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名……………4
- 第2 会期の決定……………4
- 第3 議長の報告……………4
- 第4 管理者の報告……………4
- 第5 議案第6号 岩手沿岸南部広域環境組合個人情報の保護に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……5

| | | |
|-----|--------|---|
| 第6 | 議案第7号 | 岩手沿岸南部広域環境組合職員の高齢者部分休業に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………6 |
| 第7 | 議案第8号 | 岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………7 |
| 第8 | 議案第9号 | 岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………8 |
| 第9 | 議案第10号 | 岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて……………8 |
| 第10 | 議案第1号 | 岩手沿岸南部広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例……………9 |

出席議員（13名）

| | |
|-----|-------|
| 議長 | 伊藤力也君 |
| 副議長 | 菅野広紀君 |
| 1番 | 阿部俊作君 |
| 2番 | 野田忠幸君 |
| 3番 | 中野貴徳君 |
| 4番 | 水野正勝君 |
| 5番 | 東梅康悦君 |
| 6番 | 遠藤幸徳君 |
| 7番 | 東堅市君 |
| 8番 | 阿部祐一君 |
| 9番 | 古川愛明君 |
| 10番 | 船砥英久君 |
| 11番 | 藤倉泰治君 |

説明のため出席した者

| | |
|----------|-------|
| 管理者 | 野田武則君 |
| 副管理者 | 平野公三君 |
| 副管理者 | 神田謙一君 |
| 事務局長 | 和賀利典君 |
| 事務局次長 | 菅野洋君 |
| 会計管理者 | 三浦薫君 |
| 監査委員事務局長 | 黒澤卓也君 |

事務局出席者

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 幹 | 事 | 二 | 本 | 松 | 史 | 敏 |
| 幹 | 事 | 鈴 | 木 | 康 | 代 | |
| 幹 | 事 | 山 | 田 | 壯 | 史 | |
| 幹 | 事 | 小 | 笠 | 原 | 純 | 一 |
| 幹 | 事 | 鈴 | 木 | 絹 | 子 | 之 |
| 書 | 記 | 佐 | 々 | 木 | 敏 | |
| 書 | 記 | 藤 | 井 | 典 | 身 | |

午前 11 時会議を開く

○議長（伊藤 力也君） 本日の出席議員は全員でありますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和 5 年 7 月岩手沿岸南部広域環境組合議会臨時会を開会いたします。

本日の議事は、お手元の議事日程第 1 号により進めます。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において、7 番、東堅市君、8 番、阿部祐一君の両名を指名いたします。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定いたしました。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 3、議長の報告であります。

今次、臨時会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 6 号から議案第 10 号までの 5 件の送付があり、また、併せて、議員発議による議案 1 件の提出がありましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。

内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で議長の報告を終わります。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、ご登壇願います。

〔管理者 野田武則君登壇〕

○管理者（野田 武則君） 令和 5 年 7 月岩手沿岸南部広域環境組合議会臨時会の開催にあたり、岩手沿岸南部クリーンセンターの状況等についてご報告いたします。

岩手沿岸南部クリーンセンターへのごみの搬入量につきましては、前年度は 27,125 t であり、前年度と比較して 97.0%の量となっており、減少の要因といたしましては、前年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響があったものと推察するものであります。

前年度におけるマテリアル及びサーマルリサイクルの状況につきましては、マテリアルリサイクルのスラグが 2,166 t、メタルが 472 t 排出され、すべて建設資材等に再資源化されております。また、サーマルリサイクルのごみ発電は、発電電力量で約 1,197 万 kwh、そのうち施設で使用した電力量を除く委託事業者による電力会社への売電量は約 402 万 kwh となっております。

環境対策につきましては、排ガス処理等に万全を期した上で操業しており、その環境測定値は基準値を大きく下回っているところであります。

また、放射性物質関係の測定結果につきましても基準値以下であり、いずれも良好な状況で推移しており、これらの環境測定結果につきましては、当組合のホームページにおいて公表し、地域住民の不安の払拭に努めているところがございます。

さらに、多くの方々に環境問題について関心を持っていただく機会を提供することを目的としまして、施設見学等を積極的に受入れており、本年度も管内の小学校を対象として 6 月末までに 14 件、252 名の施設見学を受入れ対応しているところであります。

当クリーンセンターにおきましては、効率的なごみ処理の促進、資源の有効活用等に努めており、引き続き、沿岸南部地域の循環型社会の構築と安心安全な地域生活の向上に向けた取組を推進するものであります。

また、報告とは別に、本日の臨時会には、「岩手沿岸南部広域環境組合個人情報保護に関する条例」など、5 件についてご提案しておりますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、私からのご報告といたします。

○議長（伊藤 力也君） 以上で管理者の報告を終わります。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 5、議案第 6 号、岩手沿岸南部広域環境組合個人情報保護に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 和賀利典君登壇〕

○事務局長（和賀 利典君） ただいま議題に供されました、議案第 6 号、岩手沿岸南部広域環境組合個人情報保護に関する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページから 5 ページまでをご覧ください。

提案理由であります、個人情報保護に関する法律の施行に関し、必要

な事項を定めようとして提案するものでございます。

この議案第 6 号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 10 日をもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、資料といたしまして、別綴の付議案件資料を参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 力也君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 6 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 6、議案第 7 号、岩手沿岸南部広域環境組合職員の高齢者部分休業に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 和賀利典君登壇〕

○事務局長（和賀 利典君） ただいま議題に供されました、議案第 7 号、岩手沿岸南部広域環境組合職員の高齢者部分休業に関する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 6 ページから 9 ページまでをご覧ください。

提案理由であります。勤務時間を減じつつ定年まで勤務することができる高齢者部分休業制度の創設に関し、必要な事項を定めようとして提案するものでございます。

この議案第 7 号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 10 日をもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、資料といたしまして、別綴の付議案件資料を参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（伊藤 力也君） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（伊藤 力也君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 7 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
-

- 議長（伊藤 力也君） 日程第 7、議案第 8 号、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 和賀利典君登壇〕

- 事務局長（和賀 利典君） ただいま議題に供されました、議案第 8 号、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 10 ページから 16 ページまでをご覧ください。

提案理由であります、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めようとして提案するものでございます。

この議案第 8 号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 10 日をもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるとでございます。

なお、資料といたしまして、別綴の付議案件資料を参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（伊藤 力也君） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（伊藤 力也君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 8 号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
-

○議長（伊藤 力也君） 日程第8、議案第9号、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 和賀利典君登壇〕

○事務局長（和賀 利典君） ただいま議題に供されました、議案第9号、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の17ページから20ページまでをご覧ください。

提案理由であります、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き上げることに、必要な事項を定めようとして提案するものでございます。

この議案第9号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、令和5年6月16日をもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めます。

なお、資料といたしまして、別綴の付議案件資料を参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 力也君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） 以上で質疑を終わります。これより議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（伊藤 力也君） 日程第9、議案第10号、岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 和賀利典君登壇〕

○事務局長（和賀 利典君） ただいま議題に供されました、議案第10号、岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の21ページ、22ページをご覧ください。

この議案につきましては、岩手沿岸南部広域環境組合において知識経験

を有する監査委員として選任しておりました北田和紀氏が、令和5年7月4日をもって当組合監査委員を退職したいとの願い出が令和5年5月26日付けで提出され、これを承認したところであります。

したがいまして、その後任として、大槌町6月定例会において新たに大槌町監査委員として選任されました菊池信男氏を、当組合の知識経験を有する監査委員として選任いたしたく存じますので、岩手沿岸南部広域環境組合規約第14条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、新たな監査委員の任期につきましては、地方自治法の規定により、議会の同意をいただいた日から4年間となるものでございます。

また、菊池信男氏の略歴につきましては、議案書の22ページのとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 力也君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） 以上で質疑を終わります。これより議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（伊藤 力也君） 日程第10、議案第1号、岩手沿岸南部広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。9番、古川愛明君。

〔9番 古川愛明君登壇〕

○9番（古川 愛明君） ただいま議題に供されました、議案第1号、岩手沿岸南部広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議員提出議案書の1ページをお開き願います。

この議案第1号につきましては、地方自治法第112条及び岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

提案理由であります。岩手沿岸南部広域環境組合個人情報保護条例の廃止に伴い、組合議会における個人情報の保護について定めようとして提案するものであります。

次に、条例の内容についてご説明いたしますので、2ページをお開き願います。

岩手沿岸南部広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例でありま

す。

目次であります。第1章は、総則、第2章は、個人情報等の取扱い、第3章は、個人情報ファイル、第4章は、開示、訂正および利用停止、第5章は、雑則、第6章は、罰則で、これらの本則に附則を加えた形で構成するものであります。

第1条は、目的であります。岩手沿岸南部広域環境組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、定義であります。この条例で使用する用語について定めるものであります。

5ページをお開き願います。

第3条は、議会の責務であります。議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、必要な措置を講ずるものとするものであります。

第4条から第16条までは、個人情報等の取扱いに関する規定であります。

10ページをお開き願います。

第17条は個人情報ファイルに関する規定であります。

11ページをご覧ください。

第18条から第46条までは、開示、訂正及び利用停止に関する規定であります。

23ページをお開き願います。

第47条から第52条までは、雑則であります。

24ページをお開き願います。

第53条から第57条までは、罰則であります。

次に、附則であります。この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する、とするものであります。

以上、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（伊藤 力也君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） 以上で質疑を終わります。これより議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤 力也君） 以上で、本臨時会に付議されました議案の全部を議了いたしました。

これもちまして、令和5年7月岩手沿岸南部広域環境組合議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前11時24分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長

伊 藤 力 也

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

東 堅 市

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

阿 部 祐 一